

秋田県ごみ処理広域化・集約化計画改定業務委託契約書（案）

秋田県（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）とは、秋田県ごみ処理広域化・集約化計画改定業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 委託者は、秋田県ごみ処理広域化・集約化計画改定業務の実施を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

2 委託業務の内容は、別添「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画改定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、この契約の締結日から令和10年3月24日までとする。

（委託料）

第3条 この契約による委託料は、
円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 委託者は、受託者に対し、前項の委託料を業務の実施年度ごとに次のとおり分割して支払う。

業務の実施年度	支払金額
令和8年度	円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
令和9年度	円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

（契約保証金）

第4条 委託者は、受託者が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第3号の規定により免除する。

※契約保証金が必要となる場合は、条文が変更となります。

（実施計画書の提出）

第5条 受託者は、この契約の締結後10日以内に委託業務の実施計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の実施計画書を受理した日から5日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 第1項の実施計画書は、委託業務実施の目安とするものであり、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（委託業務の実施方法）

第6条 受託者は、仕様書及び委託者が受託者に対して必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を実施するものとする。

（委託業務の着手）

第7条 受託者は、この契約の締結後20日以内に委託業務に着手するとともに、委託業務着手届を委託者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果品（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第9条 受託者は、委託業務により知り得た秘密を目的外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

(調査等)

第10条 委託者は、受託者の委託業務の実施状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して受託者に必要な指示を与えることができる。

(再委託の制限)

第11条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、書面によりあらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の履行に関する措置)

第12条 委託者は、委託業務（再委託したものを含む。以下同じ。）の履行について著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその事由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求することができる。

2 受託者は、前項の要求があったときは、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出しなければならない。

(業務の変更等)

第13条 委託者は、必要がある場合には、受託者と協議のうえ、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、委託者及び受託者が協議して定める。

(期限の延長)

第14条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、委託期間中の各事業年度における委託業務の完了期限までに当該業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なく、その事由を示して当該完了期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者及び受託者が協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第15条 受託者の責めに帰すべき事由により委託期間中の各事業年度における委託業務の完了期限までに当該業務を完了することができない場合において、当該完了期限経過後

に完了する見込みがあると認めるときは、委託者は延滞金を付してその完了期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は委託料に対して、延長日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した金額とする。

(検査)

第16条 受託者は、委託期間中の各事業年度における委託業務を完了したときは、遅滞なく、委託者に対して委託業務完了届に成果品を添えて委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の委託業務完了届を受領したときは、その日から3日以内に成果品について検査を行い、検査結果を受託者に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受託者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第17条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して、委託料の請求書を提出するものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求書の提出があった日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 委託者は、引き渡された成果品が仕様書及び契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ものであることが判明したときは、受託者に対し、成果品の補正を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第19条 委託者は、提出された成果品に関し、第16条第1項の規定により提出を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を事由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請

求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

(契約の解除)

第 20 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、委託料を交付しない、又は交付した委託料の一部若しくは全額を返還させることができる。

一 受託者の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができないと認められるとき。

二 受託者の責めに帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。

三 受託者が第 3 項に規定する事由によらないで、契約解除の申し出をしたとき。

2 委託者は、第 1 項各号に掲げる場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

4 委託者は、第 1 項又は第 2 項の規定により契約を解除した場合において、必要があるときは、委託業務の既済部分の引き渡しを受託者に請求できるものとする。この場合において、委託者は、その既済部分に相応する委託料を受託者に支払うものとし、その支払額は委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第 21 条 受託者は、前条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、委託料の 10 分の 1 に相当する額の違約金を委託者の指定する期限までに委託者に支払わなければならない。

2 前条第 2 項又は第 3 項の規定により契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、その責めに帰すべき事由により委託業務の実施に当たって委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前 2 項の規定により賠償すべき金額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

5 受託者は、委託業務の実施に当たって第三者に損害を与えたときは、受託者の負担によりその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者の負担とする。

(個人情報の保護)

第 22 条 受託者は、この契約による委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(著作権等の譲渡等)

第 23 条 受託者は、成果品が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

2 委託者は、成果品が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

3 受託者は、成果品が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(関係法令の遵守)

第 24 条 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(信義則)

第 25 条 委託者及び受託者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の費用)

第 26 条 この契約に係る費用は受託者の負担とする。

(疑義等の決定)

第 27 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

委託者 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県知事 鈴木 健太

受託者

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者(以下「責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、委託者に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受託者は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 受託者は、この契約による業務を派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、委託者に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 受託者は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を委託者に提出して委託者の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- （1）再委託を行う業務の内容
- （2）再委託で取り扱う個人情報
- （3）再委託の期間
- （4）再委託が必要な事由
- （5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- （6）再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- （7）再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
- （8）再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、委託者の求めに応じて、その状況等を委託者に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「受託者」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替え

るものとする。

(取得の制限)

第8 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 受託者は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、委託者からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、委託者が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、委託者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所(以下「作

業場所」という。)を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。

- 4 受託者は、委託者が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報と特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、委託者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 受託者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、委託者が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は委託者の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第13 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、委託者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。
 - 3 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 受託者は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、委託者に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

- 第14 受託者は、委託者からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第15 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受託者及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
 - 3 受託者は、委託者からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により委託者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
 - 4 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、

必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17 委託者は、受託者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない